

姫路市では「犯罪被害者等支援条例」に基づき 犯罪被害に遭われた方の支援に取り組んでいます



姫路市では、犯罪被害に遭われた方や
そのご家族・ご遺族が、元の平穏な生活
を取り戻せるよう、国や県、関係機関と
協力し、総合的な支援を行っています。



犯罪被害者が抱える問題

犯罪被害者やそのご家族の多くは、犯罪そのものから受けた生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、二次的被害と言われる精神的ショックや不安などに長く苦しめられることも少なくありません。

心身の不調

恐怖、不安、怒り、不眠、食欲不振、めまい、神経過敏など

生活上の問題

事件現場から自宅が近いなどから、従前の住居に住むことができない
入院・通院などによる欠勤や、仕事ができなくなり収入が途絶える
治療や裁判等に費やす時間や費用がかさむ



捜査、裁判などに伴う様々な負担

色々な手続きのため、複数の機関で事件について何度も説明を求められる
法廷へ出廷するなど慣れない環境に置かれることへのストレス

周りの人の言動による傷つき

配慮に欠けるマスコミの取材や報道
周囲の人々からの中傷や興味本位の質問、心無い噂話や被害者の心情に沿わない安易な励まし
慰め

犯罪被害者を様々な施策で支えて行きます

相談及び情報の提供

被害者が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

住居の提供

これまでの住居に住むことが困難になった場合、一時的な利用のための市営住宅への入居を
配慮します。

見舞金の支給

一時的な経済支援としてお見舞金を支給します。

広報及び啓発

犯罪被害者等に対する支援の大切さなどについて、
広く理解を深めるよう広報・啓発活動を行います。



裏面もご覧ください

姫路市犯罪被害者等支援条例【概要】

「姫路市犯罪被害者等支援条例」は、姫路市民が突発的な事件に遭遇した場合のセーフティネットとして、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策を総合的に推進し、市民が安全に安心して住み続けることができる互いに支え合う地域社会の実現を目指し、平成23年4月に「姫路市犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

定義

犯罪被害とは

人の生命又は身体を害する罪に当たる行為によって死亡又は全治1ヶ月以上の傷害を負うこと
※故意の犯罪による被害であることとし、交通事故や労災事故などは対象外です。

市民とは

犯罪被害を受けた当時、本市の住民基本台帳に登録されている者のこと

犯罪被害者等とは

犯罪により害を被った者及びその家族又は遺族で、犯罪行為が行われた時に市民であった者のこと

見舞金の種類と金額等

名称	金額	要件	対象
傷害見舞金	10万円	全治1ヶ月以上の傷害	被害者本人
遺族見舞金	30万円	死亡	被害者遺族

※本条例施行前の犯罪被害や、犯罪被害の発生を知った日から2年経過した場合などは申請することができません。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

主な相談窓口

姫路市役所市民相談センター（市役所本庁舎1階）

面接相談 毎月第3木曜日 13:30~16:30
前日までに電話予約が必要です
姫路市 危機管理室 安全安心推進室 ☎ 079-221-2090

- ・犯罪被害者やそのご家族の支援に関する相談
- ・各種支援制度や関係機関等の紹介

兵庫県警察被害者支援室（サポートセンター）

電話相談 月～金曜日（祝日を除く）9:00～17:45
☎ 0120-338-274

- ・犯罪被害給付制度や各種支援制度の相談
- ・こころの悩み相談、カウンセリング

公益社団法人 ひょうご被害者支援センター

電話相談 火・水・金・土曜日（祝日を除く）10:00～16:00
☎ 078-367-7833

面接相談 弁護士による法律相談、臨床心理士による心理相談、
犯罪被害者相談員による面接相談（事前に電話予約が必要です）

- ・裁判所や病院などへの付き添い
- ・裁判傍聴などの支援

